

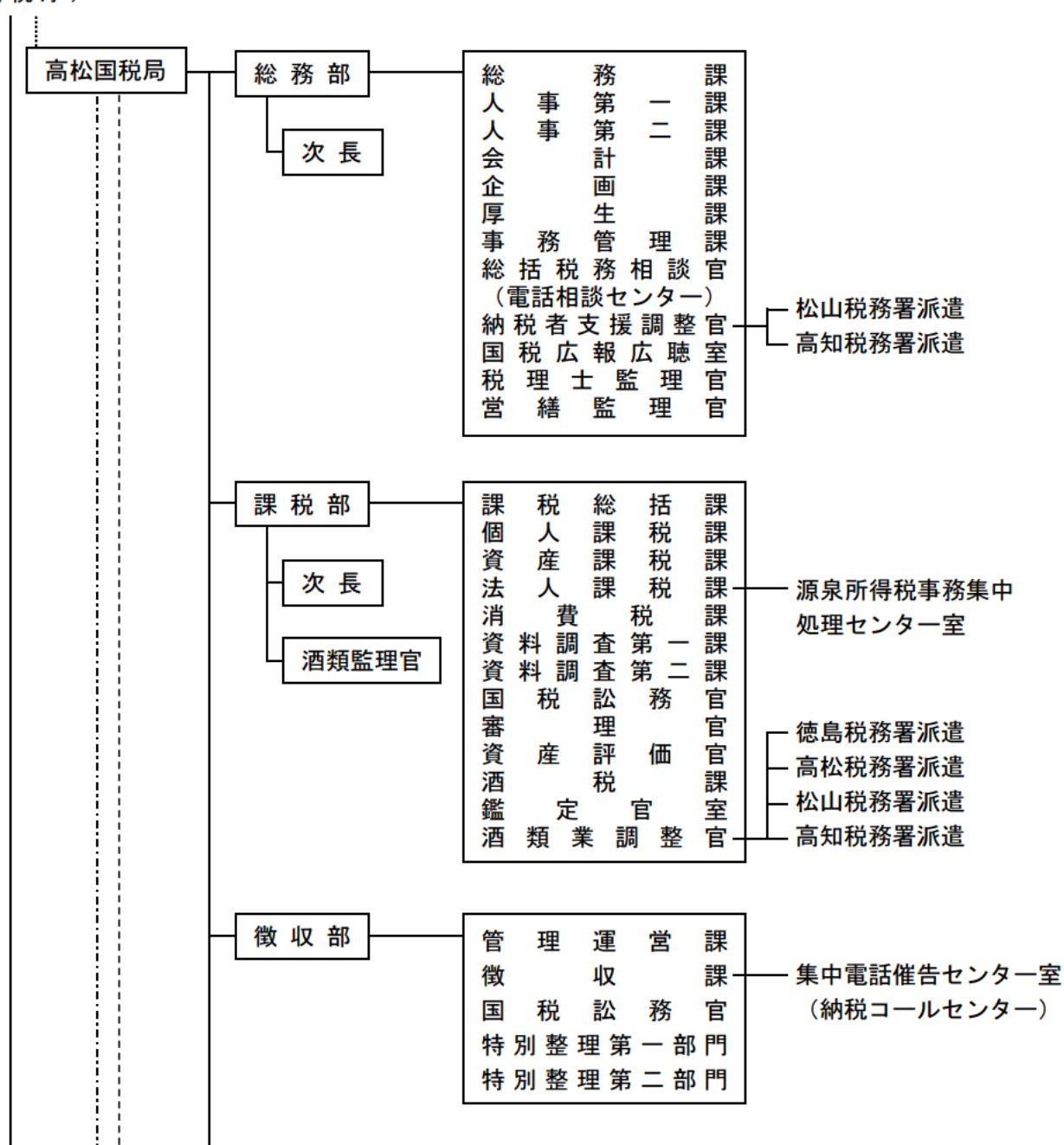
〔国税庁〕

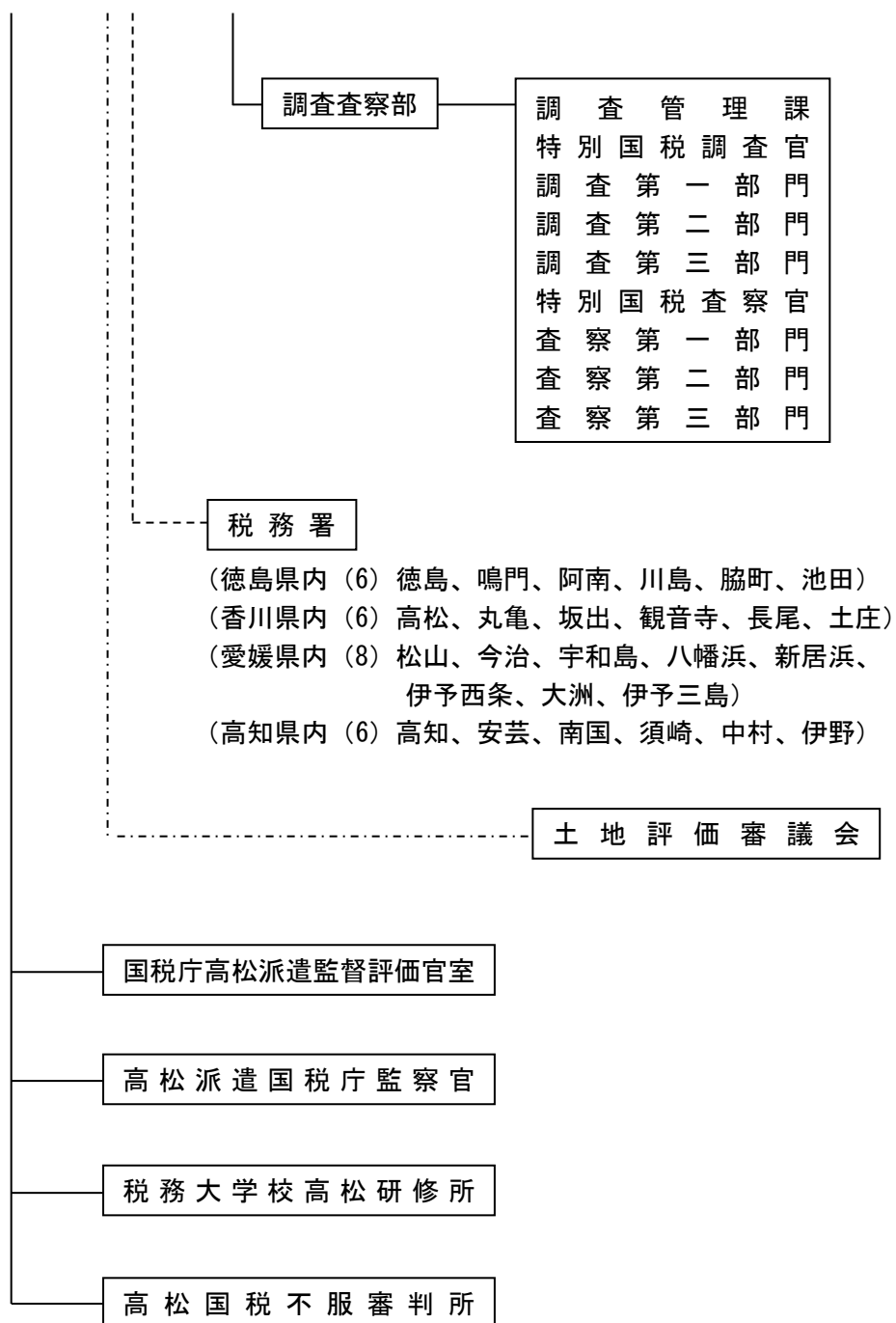
高松国税局

〒760-0018 高松市天神前 2-10 (高松国税総合庁舎)
TEL (087) 831-3111 (代表)
(国税庁ホームページ) <http://www.nta.go.jp>

〔組織〕

(国税庁)





設 置 根 拠	財務省設置法第 23 条、財務省組織令第 96 条
所 掌 事 務	総務部 人事、会計、厚生等、組織全体にかかわる管理事務を行うとともに、多岐にわたる税務行政全般の総合的な運営方針を企画・立案 課税部 内国税（所得税、法人税、源泉所得税、消費税、相続税、贈与税、酒税、たばこ税等）の賦課に関する事務の企画・立案、調査、訴訟事務、内国税の賦課に関する資料及び情報事務の管理並びに税務署の指導・監督等 徴収部 申告・納税等に関する基本情報の処理事務、国税債権・債務の管理事務や滞納国税の徴収事務等についての企画・立案、税務署の指導・監督を行うとともに、自らも大口滞納の滞納整理や物納の許可等の事務 調査査察部 原則として資本金 1 億円以上の内国法人及びすべての外国法人の法人税・消費税並びに国・都道府県の特別会計やその他の公共法人に係る消費税の調査事務を担当。また、内国税につき重要な犯則があると認められる納税義務者についての国税犯則取締法に基づく調査、検査及び犯則の取締りに関する事務
管 轄 区 域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	高松国税局 担当：総務課 税務情報専門官 TEL (087) 831-3111 (代表)